

特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準

	項目名	基準値
1	カドミウム及びその化合物	0.03mg/L以下
2	シアン化合物	1mg/L以下
3	有機リン化合物	1mg/L以下
4	鉛及びその化合物	0.1mg/L以下
5	六価クロム化合物	0.5mg/L以下
6	砒素及びその化合物	0.1mg/L以下
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下
10	トリクロロエチレン	0.1mg/L以下
11	テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下
12	ジクロロメタン	0.2mg/L以下
13	四塩化炭素	0.02mg/L以下
14	1・2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下
15	1・1-ジクロロエチレン	1mg/L以下
16	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下
17	1・1・1-トリクロロエタン	3mg/L
18	1・1・2-トリクロロエタン	0.06mg/L
19	1・3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下
20	チウラム	0.06mg/L以下
21	シマジン	0.03mg/L以下
22	チオベンカルブ	0.2mg/L以下
23	ベンゼン	0.1mg/L以下
24	セレン及びその化合物	0.1mg/L以下
25	ほう素及びその化合物	10mg/L以下
		230mg/L以下
26	ふつ素及びその化合物	8mg/L以下
		15mg/L以下
27	1・4-ジオキサン	0.5mg/L以下
28	フェノール類	5mg/L以下
29	銅及びその化合物	3mg/L以下
30	亜鉛及びその化合物	2mg/L以下
31	鉄及びその化合物(溶解性)	10mg/L以下
32	マンガン及びその化合物(溶解性)	10mg/L以下
33	クロム及びその化合物	2mg/L以下
34	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下

ほう素及びその化合物、ふつ素及びその化合物の基準のうち上段は「河川その他の公共用水域を放流先としている公共下水道」に排除する場合、下段は「海域を放流先としている公共下水道」に排除する場合の基準値です。